

9月定例教育委員会開催のお知らせ

定例の教育委員会会議を下記のとおり開催しますので、ぜひ御取材ください。

記

- 1 日時 令和5年9月29日(金) 13:00～(受付開始 12:50～)
- 2 場所 県庁舎 22階教育委員室
- 3 主な議事内容
 - (1) 報告事項
 - ・令和6年度採用茨城県公立学校教員選考試験の結果について
 - ・農業関係高校のバーチャル会社経営に係る実施状況報告について
 - ・令和5年度茨城県一般会計補正予算案に対する同意の専決について
 - (2) 議案
 - ・令和5年度優秀教職員の表彰について

※議事内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- 4 留意事項
 - ・傍聴にあたっては、別紙「教育委員会会議の傍聴について」に記載された事項をお守りください。
 - ・会議において公開しない旨の議決があった議事等については傍聴できません。
 - ・写真、ビデオ等の撮影及び録音を行う場合は、事前の許可が必要となりますので、あらかじめ以下のお問い合わせ先にご連絡ください。
- 5 今後の開催予定
 - ・10月定例教育委員会：10/26(木) 13:00～
 - ・11月定例教育委員会：11/27(月) 13:00～

【本資料についてのお問い合わせ先】
教育庁総務企画部総務課総務担当
君和田・青木
TEL 029-301-5126 (直通)

(別紙)

教育委員会会議の傍聴について

- 1 **傍聴の手続** (茨城県教育委員会会議規則 (以下「会議規則」という) 第 13 条)
会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、入室しなければならない。
- 2 **傍聴できない者** (会議規則第 15 条)
次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 会議の妨害になると認められる器物を携帯している者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認めた者
- 3 **傍聴の人数の制限** (会議規則第 14 条)
教育長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

傍聴席は 8 席ほど用意しております。傍聴希望者が多い場合は、くじ引きにより人数を制限することがあります。
- 4 **傍聴人の行為の制限** (会議規則第 16 条)
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手をすること。
 - (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。
- 5 **退場の命令等** (会議規則第 17 条)
傍聴人は、会議において公開しない旨の議決があったとき、又は教育長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

公開しない旨の議決があった議事等については、傍聴はできません。